

平成 27 年 9 月 8 日

都道府県ホッケー協会 殿
都道府県競技長・審判長 殿
日本社会人ホッケー連盟 殿
日本学生ホッケー連盟 殿
全国高等学校体育連盟ホッケー専門部 殿
中学校部会 殿
スポーツ少年団部会 殿
ホッケー日本リーグ機構 殿
公認競技役員 殿

公益社団法人 日本ホッケー協会
技術委員会 委員長 中村 康夫

規則の解釈及びレギュレーションの変更について（通知）

平素より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、国際ホッケー連盟（以下 FIH という）では、競技規則の解釈及びレギュレーションを一部変更して大会を行っております。日本国内では、できるだけ混乱を避けることを考慮して、導入時期を検討してまいりましたが、このたび次のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴管下チーム等関係者に必ずお伝えいただき、9月以降の適用大会からスムーズに運営されますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、技術委員会といたしましては、今後も FIH の規則に沿う方向で、できるだけ早く変更していきたいと考えておりますので、ご理解の上なにとぞよろしくお願いいたします。

記

1 SO 戦における PS について 競技運営規程 11 の(6)を次のとおり変更する

SO 戦実施中に PS が与えられた時、当該 SO の守備者、攻撃者ともに公式試合記録に記載されている選手であれば誰でも行うことができる。ただし、競技運営規程 11 の(9)に該当する場合、当該試合でレッドカードを与えられた選手、および当該 SO 戦でイエローカードを与えられた選手は除く。

2 規則13 サークル外側の 5 m 以内で、攻撃側に与えられたフリーヒットについて 次のとおり注釈ならびに留意点を付加する

規則変更の意図は、ゲームの流れを良くすることをアシストするためである。つまり、5m 破線の外までボールを移動させるよりも、反則のあった地点から素早くフリーヒットをする攻撃を可能にすることで、なによりゲームの流れがスムーズになったということである。

フリーヒットを行うプレイヤー以外はすべて、ボールから5m以上離れていなければならない。5m以内にいたプレイヤーは、フリーヒットの実施を妨害してはならないし、ボールをプレイしようとしたりプレイしたりしてはならない。

もしも5m以内にいるプレイヤーが、プレイしなくて、プレイしようともしていなくて、プレイに影響を及ぼすこともないならば、フリーヒットを遅らせる必要はない。

フリーヒットを実施するとき5m以内にいたプレイヤーは、ボールが5m以上動くか、他の選手によってボールがプレイされる前にプレイに関わることは許されない。

しかしながら、サークル付近（サークルから5m以内）のフリーヒットでは、同じプレイヤーが5m以上ボールを動かすか、どちらかのチームの他のプレイヤーがボールに触らなければボールをサークルの中に入れることはできない。したがって、フリーヒットが実施される時に、サークルの中においてボールから5m以内にいる守備者は、プレイを妨害することはないという前提で、サークルの中にいるのであれば、セルフパスでボールを動かしているプレイヤーを追って行っても構わない。ただし、ボールが5m動かされるかもしくは他のプレイヤーがボールに触るまでは、その守備者はボールをプレイしてはならない。

（それならば、サークル内であれば5m以内においてもいいということになるからといって）フリーヒットのポイントから5m以上離れてサークル内にいたプレイヤーは、フリーヒットが行われる前に5m以内に入っていくことは許されない。

上記以外にも、ボールから5m離れていない攻撃者や守備者のボールに対してのあらゆるプレイ、プレイしようとする行為、妨害行為に対しては、その行為に応じて罰せられる。FIH規則委員会は、大会並びに各国からのフィードバック、競技役員からのフィードバック等をもとに、この規則変更の解釈と適用について注視することを引き続き行っていくものである。

3 上記二項目の適用実施日について

平成27年9月10日から、6人制を含めて公益社団法人日本ホッケー協会が主催および共催するすべての大会に適用することといたします。

4 6人制規則について

6人制については、上記の「5m」を「4m」と読み替えて実施いたします。

5 その他

競技役員・審判有資格者の中に、メールアドレスをお持ちでない方がいらっしゃいます。

通知の周知徹底を図るために、お手数ですが、各都道府県の競技長及び審判長の方は、貴管下有資格者の方々にお伝えくださいますよう、よろしく願いいたします。

※ このことについて何かありましたら、下記まで問い合わせください
公益社団法人 日本ホッケー協会 技術委員会 審判部長 平尾 豊
TEL 090-7372-0054 Eメール a54_hirao@yahoo.co.jp